

水洗化で暮らしを快適に

水洗化にはさまざまなメリットがあります。

快適で衛生的な生活環境の確保のために、そして地域の環境衛生向上・公共用水域の水質保全のために、ご家庭の水洗化がまだお済みでない人は、ぜひご検討ください。市の支援も利用できます。

水洗化のメリット

- 清潔で衛生的な水洗トイレが使えるようになります
- 衛生車がくみ取りに来ることがなく、周囲への臭いの心配がなくなります
- 汚れた水路などがなくなり、害虫のハエや蚊などが減ります



●市内の水洗化率(令和5年度末)は？

市内の水洗化率は全体で83.1%で、年々増加しています。岩手県が公表している県内の水洗化率79.0%(令和4年度末)を上回っています。

年度	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
水洗化率	81.9%	82.4%	83.1%

※水洗化率…水洗化人口(人)/住民基本台帳人口(人)

●各家庭の水洗化を促進する市の支援をご紹介します

	融資あっせん と利子補給	私設污水管 設置費 補助金	排水設備 設置促進 補助金	低地対策 ポンプ施設 設置費 補助金	浄化槽設置 整備事業 補助金	浄化槽 維持管理費 補助金	浄化槽 撤去費 補助金
対象者	融資を受けて水洗便所などの改造を行う人	排水設備のうち30%を超える管を設置する人	65歳以上の高齢者または18歳未満の子どものいる世帯で、排水設備などを新設する人	低地に建物を所有し、汚水を排出するためにポンプ施設を設置する人	浄化槽を設置しようとする人	個人管理の浄化槽を適正に維持管理する人	更新または規模の変更に伴い既存の個人管理浄化槽を撤去する人
補助対象経費	—	排水設備のうち30%を超えた部分の管の設置に要する経費	排水設備などの新設工事に要する経費	ポンプ設置に要する経費(更新の場合は10年経過後)	浄化槽の設置に要する経費	浄化槽の保守点検や清掃などに要する経費	浄化槽の撤去に要する経費
補助金額	◦ 融資あっせん ▶ 戸建て住宅… 上限130万円 ▶ 共同住宅…1 世帯につき50万 円、上限300万 円 ◦ 利子の補給 全額	1%当たり 4千円 ※上限24万円	補助対象経費 の10分の10 ※上限10万円	補助対象経費 の10分の7 ※上限60万円	補助対象経費 の10分の9 ※上限 ▷ 5人槽…87.7 万円▷ 7人槽… 106.6万円▷ 10 人槽…148.5万 円	補助対象経費 の10分の10 ※上限1万円	補助対象経費 の10分の5 ※上限25万円
申請期限	—	通年で受け付け (3月末までに工事を完了すること)			12月13日(金)	浄化槽維持管理 契約期間の満了 日後30日以内	12月13日(金)

※上記の補助金などは、一部併給できる場合があります。また、予算状況によって、受付期間より早く終了する場合があります。要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。新館下水道課までお問い合わせください



9月10日は下水道の日 下水道について知ろう

9月10日は「下水道の日」。これは、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」に関連し、立春から数えて220日(にひゃくはつか)に当たり、台風や大雨が多い時期であるためです。

下水道は、見えないところで私たちの安全・安心で快適な生活を支えています。この機会に、下水道について学んでみませんか。

●下水道の役割

まちを清潔に

家庭や工場から排出された汚水がまちに流されず、下水道を通して処理されるので、快適な生活環境を確保します。

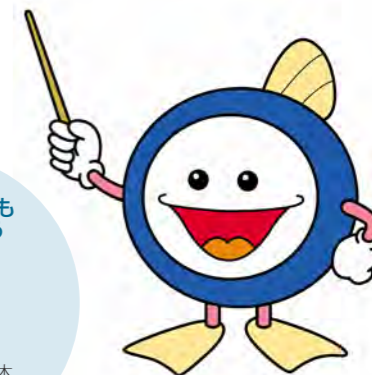
身近な環境を守る

下水処理を行いきれいになった水を川や海に戻すので、水を汚しません。

このほかの役割も
見てみましょう



▲公益社団法人日本
下水道協会ホーム
ページ



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

●下水道の正しい使い方は？

下水道は自然や人々の生活環境を良くするための公共の財産です。下水道を使用する一人一人が注意して、大切にしていかなければなりません。排水管を詰まらせない・下水処理の負荷を増やさないよう、次の点に注意して、下水道を正しく使用しましょう。

▶野菜くずや廃油を流さない

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油を流さないようにしましょう

▶排水口には網や格子を付ける

台所、浴室などの排水口には、大きな物が流れ込まないように、必ず網や格子を付けましょう

▶汚水ますに廃棄物を捨てない

土砂や廃油、木片などの廃棄物は捨てないようにして、ますをむやみに開けないようにしましょう



◀公共汚水ますには市草が付いています

▶異物(*)を水洗トイレに流さない

トイレットペーパー以外の紙、異物などをトイレに流さないようにしましょう

*令和5年度、下水道管施設に異物が混入したことで維持管理業者が出動した件数は15件。主な混入物はマスク、ウエットティッシュ、下着類、モップ(布部分)、おむつ、ライターなどです



●下水道の使用開始方法は？

下水道の使用を始めるには、宅内から道路にある下水道管へ排水するための排水設備の工事を行う必要があり、事前に市へ申請が必要です。

排水設備の工事は、市が指定する排水設備工事指定店(195社)しか行うことはできません。申請に必要な図面などの資料は、排水設備工事

指定店で用意してもらうこともできます。

※排水設備工事指定店の一覧表は市ホームページに掲載しているほか、新館下水道課で配布しています

